

多様な人材が支える中山間地域農業継続支援事業

①事業の概要

中山間地域において、農業を核として「半農半X」等の農業経営に取り組む方々を支援します。

②補助対象者・要件

○補助対象者

移住者（U I J ターン者）や定年帰農者の方々

○補助要件

中山間地域又は指定棚田地域で

- ・移住または就農後、おおむね5年以内の方
- ・3年以内に「農業+α」の複合的経営を開始することが確実である方
- ・事業完了後、5年以上営農を継続することが確実と見込まれる方
- ・上記の方が従事する法人、団体等

③補助内容

農業経営を開始する際に必要な機械・機器、施設等の導入、技術習得研修等に係る経費を支援します。

補助対象の例



機械・機器の導入



簡易的な施設整備



技術習得



デジタル技術
の導入

補助率

対象経費の2/3以内（内訳：県1/3以内+市町村1/3以内）

※県の補助額は市町村の補助額が上限

④申請手続きの流れ



補助申請・事業内容など詳細については、事前に下記まで御相談ください。

【お問い合わせ先】

最寄りの市町村農政担当課や農林振興局地域農政企画課 又は
宮崎県庁 農政企画課 中山間活性化担当 まで

E-mail : noseikikaku@pref.miyazaki.lg.jp

詳細はこちら→

